

事務連絡
平成24年8月27日

秋田労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

平成24年度中央労災補償業務監察及び平成24年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記については、平成24年3月28日付け基発0328第7号をもって通知されたところであるが、今般、実施期間について下記のとおり変更することとしたので了知されたい。

記

(変更前)

実施期間 平成24年10月3日～5日

(変更後)

実施期間 平成24年10月10日～12日

事務連絡
平成24年8月27日

大阪労働局長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部労災管理課
主任中央労災補償監察官

平成24年度中央労災補償業務監察及び平成24年度
中央労働保険適用徴収業務監察について

標記については、平成24年3月28日付け基発0328第7号をもって通知されたところであるが、今般、実施期間について下記のとおり変更することとしたので了知されたい。

記

(変更前)

実施期間 平成24年9月11日～14日

(変更後)

実施期間 平成24年10月30日～11月2日